

東京グローバル・パスポート よくあるご質問（FAQ）

東京グローバル・パスポートの募集等に関して、よくある質問（FAQ）をまとめました。
生計維持者に関する質問は[こちら](#)でまとめているのでご参照ください。

よくあるご質問・目次

- 応募の要件について
- 応募に係る手続きについて
- 留学計画・内容について
- 支援内容・支援金等について
- 選考・審査について
- 事前研修・事後研修について
- 採用決定後の手続きについて
- 安全管理について

応募の要件について

Q1 応募要件について教えてください。

A1 派遣留学生としての要件に加え、留学計画及び在籍大学等についても要件を設けています。以下は、要件の一部ですので、詳細は募集要項「6 派遣留学生の要件」「7 留学計画の要件」「8 在籍大学等の要件」を確認してください。

（派遣留学生の要件）

- ・応募時及び留学期間中にわたり、日本国籍を有する者
- ・応募時において生計維持者（原則として父又は母）が引き続き1年以上都内に住所を有している者 など

（留学計画の要件）

- ・留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画 など

（在籍大学等の要件）

- ・留学中の派遣留学生の活動状況を適切に管理する体制を有すること など

Q2 家計基準や所得制限はありますか？

A2 家計基準や所得制限はありません。

Q3 学業成績や語学力は問われますか？

A3 学業成績については、在籍大学等における GPA が 2.5 以上（4.0 満点換算）であることを必須の要件としています。ただし、新大学 1 年生については、高校 3 年間の評定平均値が 3.5 以上（5.0 満点換算）であることを要件としています。

語学力については、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR） B1 以上の語学力を有することを推奨しています。

Q4 自分の在籍大学等の成績表記が何段階評価に該当するか教えてください。（2025.11.28 追加）

A4 以下の例を参考にしてください。

- ・ A+（最秀）、A（秀）、B（優）、C（良）、D（可）、F（不可）の場合、「6 段階評価」
- ・ S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の場合、「5 段階評価」
- ・ A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の場合、「4 段階評価」

なお、4～6 段階評価に当てはまらない在籍大学等については、いずれかに当てはめて GPA を算出し、応募フォームに添付している「[GPA 算出方法説明書・記入例.xlsx](#)」を使用して、計算の根拠を提出してください。

Q5 応募フォームへの入力に先立ち、自分の成績が GPA2.5 以上なのか確認したいのですが、方法はありますか？（2025.11.28 追加）

A5 本制度のホームページに掲載されている「[GPA 計算書](#)」にて確認してください。

Q6 成績証明書に「不可」の科目の掲載がない場合、GPA はどのように計算すればよいですか？ 総登録単位数で計算すればよいのですか？（2025.11.28 追加）

A6 応募フォームの学業成績情報欄には総登録単位数（不可を含む。）を入力してください。成績証明書に不可の科目が表示されない場合は、成績証明書に加えて、応募フォームの成績証明書欄に履修登録システム等の不可の単位数がわかる画面の画像を添付してください。

Q7 既に大学等を卒業しており、新年度から新たに国内の大学等に進学する場合、GPA 等の提出はどのようにすればよいですか？

A7 以前在籍していた大学等の成績証明書を元に応募フォームに入力するとともに、成績証明書を提出してください。

Q8 語学能力試験のスコアは有効期間内のものが対象となりますか？

A8 取得時期は問いませんので、有効期間内でなくても構いません。ただし、提出いただくスコアが現在の語学力を正確に反映していることが望ましいため、できる限り直近のスコアを提出してください。

Q9 語学力について、無料のアプリなどで測定したスコアも認められますか？

A9 認められません。

Q10 英語の語学能力試験のスコアであれば、全て認められますか？ (2025.11.28 更新)

A10 英語については、以下が、語学カスコアを証明する書類として公式スコアレポートの提出が可能な語学能力試験です。

ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定、GTEC、IELTS、TEAP、TEAP CBT、TOEFL iBT、TOEIC L&R、TOEIC S&W

なお、上記の試験のスコアを有していない場合は、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（募集要項別紙3）を提出してください。

Q11 英語圏以外の国に渡航する場合は渡航先の言語の語学能力試験のスコアが必要ですか？ (2025.11.28 更新)

A11 英語又は渡航先で使用する言語のスコアを提出してください。英語以外の言語については、以下が、語学カスコアを証明する書類として公式スコアレポートの提出が可能な語学能力試験です。

ドイツ語（TestDaF、ゲーテ・ドイツ語検定試験、ÖSD）、オランダ語（CNaVT）、フランス語（DELF、DALF、TCF）、イタリア語（CILS、CELI、PLIDA）、スペイン語（DELE）、中国語（HSK、TOCFL）、韓国語（TOPIK）

上記の試験のスコアを有していない場合、又は渡航先で使用する言語の語学能力試験が国内で実施されていない場合については、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（募集要項別紙3）を提出してください。

Q12 語学能力試験の公式スコアレポート等を持っていない場合でも応募することは可能ですか？

A12 本制度の応募にあたっては、原則、語学能力試験の公式スコアレポート等を提出する必要があります。公式スコアレポート等を持っていない場合には、試験を受験いただくか、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（募集要項別紙3）を提出してください。

Q13 短期コースと中長期コースを併願することは可能ですか？

A13 併願することはできません。

Q14 他の留学支援制度と併願することは可能ですか？

A14 併願は可能です。ただし併給は認められないため、本制度での採用決定時に他団体による海外留学支援制度にも採用されている場合には、いずれかを辞退いただく必要があります。

Q15 大学から交換留学・派遣留学の学生に奨励金（数万円程度）を支給していますが、本制度と併給することは可能ですか？

A15 他団体による海外留学支援制度との併給は認められません。

Q16 短期コースに応募したいのですが、参加を希望しているプログラムの留学期間が 27 日です。応募することは可能ですか？

A16 応募することはできません。短期コースは、留学期間が 28 日以上 4 か月未満であることが必要です。ただし、他のプログラムと組み合わせることで、留学期間が 28 日以上 4 か月未満となる場合には応募することが可能です。

Q17 1 年を超える留学をする際に、1 年だけ本制度の支援を受け、残りの期間は支援なしで留学を続ける場合は支援対象となりますか？

A17 留学期間が 1 年を超える場合は支援の対象外です。

Q18 応募時に提出する公的証明書（住民票、戸籍抄本など）に有効期限はありますか？

A18 発行日から 3 か月以内のものを提出してください。

応募に係る手続きについて

Q19 応募に際して注意する事項はありますか？

A19 以下の点に注意してください。

- ・語学学習（語学の習得を目的とする活動）のみを行う計画は、支援の対象外です。
- ・受入機関は、原則として大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関とします。
- ・探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Q20 募集開始等の際は、大学等宛てに東京都よりアナウンスが入りますでしょうか。それとも、大学等担当者が東京都の HP を適宜確認する形になりますか？ (2025.11.28 追加)

A20 募集開始等については東京都の公式ホームページや公式 SNS 等で周知します。併せてこれまでの説明会にご参加いただいた大学等及びお問合せフォームから連絡先をご登録いただいた大学等につきましては、登録いただいた連絡先宛てにご案内させていただきます。

Q21 留学目的・目標の異なる留学計画を複数作成し、それぞれ応募することは可能ですか？

A21 留学目的・目標の異なる留学計画を複数応募することはできません。ただし、留学目的・目標を達成するための受入機関については、活動 1 つにつき、第 5 希望まで記載することができます。

Q22 大学等を通さずに、個人で応募することは可能ですか？

A22 在籍大学等の確認を受けずに応募することはできません。応募を希望する学生は、必ず在籍大学等と相談の上、応募してください。

Q23 応募後に在籍大学等が変わる予定がある場合、転学前か転学後かどちらの大学等を通じて応募すればよいですか？

A23 他の大学等への転学が決定している場合であっても、応募時の在籍大学等を通じて応募してください。転学後は、転学先の大学等と相談した上で東京グローバル・パスポート事務局へ属性変更届（交付要綱第 18 号様式）を提出してください。

なお、転学先の大学等が、在籍大学等の要件を満たしている必要がありますので、ご確認の上応募してください。

Q24 2026 年の 4 月に大学院に進学する予定ですが、現在在籍している大学等を通じて応募してもよいですか？
(2025.11.04 追加)

A24 2026 年 4 月に大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）へ第 1 学年として進学する人は、2026 年 4 月に別途募集を行う「2026 年度 新大学 1 年生等」のスケジュールで応募してください。スケジュールの詳細は、募集要項「9 応募方法」を確認してください。

Q25 応募時には大学等に在籍していますが、留学前に在籍大学等を卒業（中退）し、就職又は海外大学への編入を予定している場合、支援対象となりますか？

A25 応募時及び留学期間中にわたり、国内の大学等に在籍していることを派遣留学生の要件としており、留学前に在籍大学等を卒業（中退）する場合は、支援の対象外です。

Q26 応募フォームでの、申請方法の詳細を教えてください。

A26 「応募マニュアル」（2025 年 11 月下旬ホームページ公開予定）を確認してください。

Q27 応募後に、応募書類を差替えたり、記載内容を訂正することは可能ですか？

A27 応募の締切までは応募書類の差替えや記載内容の訂正を行うことができます。

なお、応募の締切以降はいかなる事情であっても差替えや訂正は認められません。

留学計画・内容について

Q28 どのような留学計画が支援対象となりますか？

A28 原則として、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関への留学で、在籍大学等が教育上有益と認められており、留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画が支援対象となります。

なお、探求活動とは、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースラーニング、実験、実習、講義への参加等、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。

Q29 座学は探求活動として認められますか？

A29 探求活動とは、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースラーニング、実験、実習、講義への参加等、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。そのため、留学の目的・目標に沿った活動であれば、座学での講義参加等も探求活動として認められます。

なお、有償インターンシップなど、いかなる理由を問わず、報酬や活動に必要な費用（食費・宿泊費等）の補助などの金銭給付を受ける活動は、計画に組み込むことができません。

Q30 大学等が用意する既存の留学プログラムのみでの留学は支援対象となりますか？

A30 大学等が用意する留学プログラムに参加する場合でも、留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画であれば支援対象となります（語学学習のみを行う計画は支援の対象外です。）。ただし、探求活動が留学目的・目標にどのように結びついているのかを留学計画書にて説明してください。記載がない場合は探求活動とはみなしません。

なお、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Q31 大学等が用意する既存の留学プログラムの中にフィールドワークが組み込まれていますが、そのプログラムに参加するだけで支援対象となりますか？

A31 探求活動とは、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。そのため、大学等のプログラムに組み込まれている活動であっても、留学計画書にて留学目的・目標とどのように結びついているかご説明いただければ探求活動とみなします。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Q32 受入機関は大学に限られますか？

A32 受入機関は原則として大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関です。ただし、探求活動の受入機関については、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関における活動と組み合わせることを条件に、以下の要件を全て満たす法人・団体等の機関も対象とします。

- ・教育上有益な探求活動の実施が可能であること。
- ・受入許可書の発行が可能であること。
- ・在籍確認が可能であること。
- ・緊急時の連絡体制が整っていること。

なお、個人による受入れは認められません。

Q33 大学附属の語学学校は受入機関として認められますか？

A33 大学附属の語学学校は、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関とみなし、受入機関として認められます。ただし、語学学習のみの留学は支援対象とならず、探求活動を含めることが要件となります。

Q34 大学附属の病院は受入機関として認められますか？（2025.11.28 追加）

A34 大学附属の病院は、医学部等の学生が実習等の学修活動を行う高等教育機関の教育研究施設であることから、受入機関として認められます。

Q35 語学学校と民間団体等での探求活動を組み合わせる留学計画は認められますか？

A35 大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関（附属を含む。）である語学学校での語学学習と受入機関の要件を全て満たす法人・団体等での探求活動を組み合わせる留学計画は認められます。また、民間団体等の語学学校での語学学習は、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関での探求活動と組み合わせる場合に認められます。ただし、民間団体等の語学学校における授業料は支援の対象外です。

Q36 受入機関が大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関であるかは、どのように確認すればよいですか？

A36 以下のいずれかの方法により確認してください。

- ① ユネスコの規約により各国が設立している NIC（高等教育資格承認情報センター）の「高等教育機関の一覧」に掲載されているかを確認してください。

参考リンク：[国・地域別の情報 | NIC-Japan、高等教育資格承認情報センター](#)

- ② 上記①に該当しない場合は、IAU（国際大学協会）の「世界高等教育データベース」に掲載されているかを確認してください。

参考リンク：[Search Results – WHED – IAU's World Higher Education Database](#)

- ③ 上記①・②で確認できない場合は、受入機関が高等教育機関に該当するということが分かる書類（HPの学校情報等）を応募の際に提出してください。

Q37 探求活動について、活動時間の目安（週○時間以上など）はありますか？

A37 時間数や日数等の指定はありません。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Q38 探求活動先はどのように探したらよいですか？

A38 留学先の教育機関等の HP のほか、在籍大学等で紹介されている場合がありますので、ご自身で主体的に調査・行動して探してください。

Q39 応募時点で受入機関が確定していない場合でも応募することは可能ですか？

A39 可能です。応募時点で受入機関が確定している必要はありませんが、受入機関の記載がない留学計画は認められません。また、派遣留学生として採用決定後、支援金の交付申請時（原則留学開始日の1か月前）までに受入機関を確定させ、受入許可書を東京グローバル・パスポート事務局へ提出する必要があります。

Q40 留学先国・地域が複数ある留学計画は支援対象となりますか？

A40 支援対象となります。この場合、短期コースの支援金については、より留学日数の多い留学先国・地域の支援金を支給します。留学日数が同じである場合は、より金額が高い方の留学先国・地域の支援金を支給します。

中長期コースの現地活動費については、留学先国・地域が複数にまたがる月がある場合は、当該月のうち、より留学日数の多い留学先国・地域の月額を支給します。留学日数が同じである場合は、より金額が高い方の留学先国・地域の月額を支給します。また、中長期コースの渡航費等準備金については、留学先国・地域が「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

Q41 海外ボランティアやインターンシップを行う留学計画は支援対象となりますか？

A41 大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関での活動と組み合わせ、留学目的・目標に沿ったボランティアやインターンシップを行う場合には支援対象となります。ただし、有償インターンシップなど、いかなる理由を問わず、報酬や活動に必要な費用（食費・宿泊費等）の補助などの金銭給付を受ける活動は、計画に組み込むことができません。

Q42 インターンシップを行う際に、金銭給付は受けませんが、宿舍の提供（企業の社員寮や近くのホテル）という形で、インターンシップ先から現物給付を受ける場合は対象となりますか？（2025.11.28 追加）

A42 現物給付であっても、金銭給付に類するものは認められません。

Q43 複数の学生等でチームを組んで留学する計画は支援対象となりますか？

A43 チームでの応募は受け付けていません。

Q44 ひと月の留学日数が少ない場合でも現地活動費は支給されますか？

A44 留学日数が15日未満になる月がある場合、当該月の現地活動費を支給しません。なお、留学日数に渡航日・帰国日は含みません。

Q45 留学先の大学等が長期休暇であっても、在籍確認が提出できれば、支援が受けられるのですか？（2025.11.28 追加）

A45 現地活動費は、留学計画の実行にかかる現地活動の支援として支給するものであり、学期の終了日から次の学期の開始日までの間の長期休暇や一時帰国により、現地で全く活動しない月がある場合は、支援の対象とはなりません。ただし、長期休暇の間でも現地で留学目的・目標に沿った探求活動を行い、その探求活動の受入機関から在籍確認書が提出されれば、当該探求活動を行った月は支援の対象となります。

Q46 授業開始前のオリエンテーション等は、留学開始日に含まれますか？（2025.11.04 追加）

A46 授業開始前のオリエンテーションについては、受入機関から出席を求められていること及び、現地で行われることを満たす場合、留学開始日に含まれます。

Q47 渡航日及び帰国日について、決まりはありますか？

A47 渡航日については、短期コースの場合、2026年7月20日（月・祝）から2026年12月31日（木）までの間に受入機関での活動を開始できるよう渡航してください。また、中長期コースの場合、2026年7月20日（月・祝）から2027年3月31日（水）までの間に受入機関での活動を開始できるよう渡航してください。帰国日については、短期コースに限り、2027年3月31日（水）までに帰国してください。

Q48 留学期間の終了後も、プライベートで一定期間、海外に滞在することは可能ですか？（2025.11.04追加）

A48 本制度は留学計画の実行を目的として渡航する学生を支援するものであり、プライベートでの滞在は学生の状況を把握できなくなるなど安全管理上の懸念もあることから、留学期間の終了後は速やかに帰国してください。

Q49 語学学習と探求活動を組み合わせる計画の場合、語学学習と探求活動の割合について決まりはありますか？

A49 留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画であれば、語学学習と探求活動の割合に関わらず応募することができます。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

Q50 留学が大学の履修課程に組み込まれている場合は支援対象となりますか？

A50 留学が大学の履修課程に組み込まれている場合も、留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画であれば、支援対象となります。ただし、探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

なお、在籍大学等と受入機関の間で締結された学生交流に関する協定等により、受入機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合、授業料は支援対象外です。

Q51 留学先が既に確定している場合でも、受入機関は第2希望まで入力必須ですか？（2025.11.04追加）

A51 留学に当たっては様々な状況の変化が考えられるため、受入機関の第2希望は、原則として入力必須です。ただし、本制度への応募時において、大学等内での選考により派遣留学生として決定しており、受入機関が既に確定し変更の可能性がない場合に限り第2希望の入力は不要です。

在籍大学等におかれては、応募者が交換留学等の派遣留学生に決定しており、受入機関が確定していることの確認にご協力をお願いします。

Q52 留学計画の（設問9）自己アピールポイントについて、QRコードやURL等を掲載することにより、別メディア（WebサイトやYouTube動画など）へ誘導してもよいですか？（2025.11.04追加）

A52 自己アピールポイントの様式は任意ですが、「A4サイズ1枚まで」を要件としています。選考における公平性の観点から、応募フォームから提出いただくデータ（A4サイズ1枚）で完結するようにしてください。

Q53 留学計画の（設問9）自己アピールポイントについて、提出書類にサイズ制限はありますか？
（2025.11.04追加）

A53 サイズ制限は10MBとなります。

支援内容・支援金等について

Q54 支援の内容を教えてください。

A54 短期コースの場合は、留学計画の実行に係る支援として、定額を一括支給します。

中長期コースの場合は、渡航費等準備金、授業料及び現地活動費を支給します。渡航費等準備金は定額を支給、授業料は実費額（上限あり）を支給、現地活動費は月額定額を支給します。

なお、支援金は留学先国・地域により異なります。詳細は募集要項「5 支援の内容」を確認してください。

Q55 支援金は在籍大学等を通じて支給されますか？

A55 支援金は、東京都から派遣留学生に直接支給されます。

Q56 本制度の支援金は返済の必要はありますか？

A56 本制度の支援金は給付型のため返済は不要です。ただし、留学中に各要件を満たさなくなった場合や各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合などには、派遣留学生としての採用を取り消し、支援金の一部もしくは全部の返納を求めることがあります。

Q57 支援金等の返納が必要になるのはどのような場合ですか？

A57 留学期間の短縮等によって支援金の支給月数が変わるなど、留学計画の変更内容によって、支援金の返納が必要になる場合があります。また、留学中に各要件を満たさなくなった場合や各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合などには、派遣留学生としての採用を取り消し、支援金の一部もしくは全部の返納を求めることがあります。

Q58 中長期コースで留学先国・地域が複数ある留学計画が採用された場合、渡航費等準備金は2回支給されますか？

A58 渡航費等準備金の支給は、定額で1度だけです。設問例のように、留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」（21万円）と「その他の地域」（35万円）のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

Q59 渡航費等準備金に海外旅行保険等は含まれますか？

A59 航空券の購入や事前・事後研修への参加のほか、ビザ（査証）取得、予防接種及び海外旅行保険等の留学準備にかかる費用を支援する目的で、渡航費等準備金を定額で支給します。

なお、海外旅行保険は、海外滞在中の思わぬ病気やけが等への備えとして、安心して留学生活を送る上で必要と考えることから、できる限り加入してください。

Q60 面接審査を受けに行くための交通費や旅費は支給されますか？

A60 支給されません。

Q61 授業料の支援対象を教えてください。

A61 留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）において、講義の受講や探求活動等の実施にあたり、当該受入機関に支払う必要のある費用を対象とします。

なお、在籍大学等と受入機関の間で締結された学生交流に関する協定等により、受入機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支援対象外です。

Q62 請求書に記載されている費用のうち、どのようなものが授業料として認められますか？受入機関から、授業料と一緒に請求される施設費や学生生活費は、授業料の支援対象として認められますか？

A62 東京グローバル・パスポート事務局が請求書の内容を確認し、個別に判断します。その上で、授業料として支援対象と認めたものについてのみ支給します。施設費や学生生活費については、授業料の支援対象外となる場合があります。

Q63 受入機関である大学では語学学習のみのプログラムに参加し、探求活動は別の民間団体で行う予定です。この場合、大学の語学学習プログラムの授業料は支援対象となりますか？

A63 授業料は、留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）において、講義の受講や探求活動等の実施にあたり、当該受入機関に支払う必要のある費用を対象とします。設問例の場合、大学の語学学習プログラムの授業料は支援対象となります。

Q64 民間団体で探求活動を行う場合、参加費用は授業料の支援対象となりますか？

A64 留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）における授業料のみが支援の対象となります。民間団体での探求活動にかかる費用は支援の対象外です。

選考・審査について

Q65 審査の流れを教えてください。

A65 短期コースについては、留学計画書等の書面審査によって選考を実施します。中長期コースについては、書面審査（一次審査）及び書面審査合格者を対象とした面接審査（二次審査）によって選考を実施します。

Q66 申請者数が募集人数を下回った場合でも、選考・審査は実施しますか？

A66 申請者数に関わらず、本事業の派遣留学生として相応しいか判断するため、審査を実施します。

Q67 学部生と大学院生では留学計画の質やレベルが異なりますが、考慮されることはありますか？

A67 本制度は本人（学生）自ら留学計画を立てることを重視しており、自分が将来希望する分野や方法で、世界に羽ばたいていきたいという明確な目的意識や、目標の実現に向け、今何をすべきかを自ら考え、計画し、実行する主体性などを審査するため、学部生か大学院生かを考慮することはありません。

Q68 選考結果について、不合格の場合には理由を教えてくださいか？

A68 選考に関する問合せについては、一切お答えできません。

事前研修・事後研修について

Q69 事前研修・事後研修はいつ実施されますか？ (2025.11.04 更新)

A69 事前研修は、2026年7月18日(土)、8月1日(土)に実施する予定ですので、都が指定するいずれか1日に参加してください。事後研修については決まり次第、別途お知らせします。

Q70 事前研修・事後研修の開催地・会場はどこになりますか？

A70 会場については、東京都内を予定しています。詳細については、決まり次第、別途お知らせします。

Q71 事前・事後研修への参加は必須ですか？就職活動や資格試験等の事情により欠席することは認められますか？

A71 やむを得ない事情(病気や災害など)を除き、事前研修及び事後研修への参加は必須であり、就職活動や資格試験等の事情により欠席することは認められません。欠席や大幅な遅刻があった場合は、派遣留学生としての採用を取り消すことがあります。その場合、既に支給している支援金の一部もしくは全部の返納を求められることがありますので、日程を十分に調整した上、必ず出席してください。

Q72 事前・事後研修に参加する際の旅費は支援対象となりますか？

A72 航空券の購入や事前・事後研修への参加のほか、ビザ(査証)取得、予防接種及び海外旅行保険等の留学準備にかかる費用を支援する目的で、渡航費等準備金を定額で支給します。

採用決定後の手続きについて

Q73 留学計画を変更する際、どの程度の変更なら申請する必要がありますか？

A73 採用決定後に留学計画の内容や支援金の支給月数に変更が生じた場合は、程度に関わらず、速やかに留学計画の変更申請を行う必要があります。なお、受入機関について、第5希望以内への変更であっても変更申請を行う必要があります。

留学計画の変更申請後は、東京グローバル・パスポート事務局において留学計画の変更内容について審査を行います。詳細は募集要項「14 留学計画の変更」を確認してください。

Q74 留学計画の変更にあたって、どんなことに注意する必要がありますか？

A74 留学計画の変更にあたっては、以下の点に注意してください。

- ・留学目的・目標そのものを変更することはできません。
 - ・活動内容に変更が生じた場合は、新たな活動が留学目的・目標とどのように結びついているか、具体的に説明してください。なお、活動内容の変更とは、受入機関の変更や参加するプログラムの変更を指します。
 - ・変更申請を行わずに留学した場合には支援金の支給を終了し、それまでに支給した分の支援金の返納を求めることがあります。また、帰国後の留学計画の変更申請は認めません。
 - ・支援金の支給額は応募時の留学計画において留学先国・地域と留学期間に応じて算定された金額を上限とします。留学計画の変更があった場合、支給額の増額は行いませんが、減額は行います。
- その他の注意事項については、派遣留学生としての採用決定後に別途通知します。

安全管理について

Q75 安全上、本制度の支援の対象とならない留学先国・地域は、どのように判断すればよいですか？

A75 受入機関の所在地が、外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではないか確認してください。

Q76 留学を希望する国・地域が外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2」以上に該当しているのですが、応募することは可能ですか？

A76 留学計画の要件を満たさないため応募することはできません。

Q77 留学中に受入機関の所在地が、外務省の「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2」以上となった場合、どのように対応すればよいですか？

A77 在籍大学等の指示に従い、自身の身の安全を第一に、留学の中止・中断を含めて判断、行動してください。留学中に「レベル2」以上となった場合は、支援の継続・中止について個別に判断します。

Q78 留学中に起きた事故等により生じた費用の負担や現地でのサポートはありますか？

A78 留学中に起きた事故や疾病等により生じる費用の負担や現地でのサポートは行いません。留学中は、留学先国・地域に関する情報収集に努めるとともに、在籍大学等や受入機関が定める安全管理の方針に従ってください。また、在籍大学等との連絡を密にしてください。

Q79 留学に際し、海外旅行保険等の保険に加入する必要はありますか？

A79 海外旅行保険は、海外滞在中の思わぬ病気やけが等への備えとして、安心して留學生活を送る上で必要と考えることから、できる限り加入してください。留学中のトラブル・事故等において、都は一切の責任を負いません。

東京グローバル・パスポート よくあるご質問（FAQ）

生計維持者に関する、よくある質問（FAQ）をまとめました。

生計維持者以外に関する質問は[こちら](#)でまとめているのでご参照ください。

-
- Q1 生計維持者と学生本人がともに東京都在住ではありませんが、国内の大学に在籍しています。応募することは可能ですか？
- A1 応募することはできません。生計維持者（原則として父又は母）が引き続き1年以上都内に住所を有していることが必要です。
- Q2 生計維持者が1年以上都内に住所を有しているか、どのように確認すればよいですか？
- A2 生計維持者の住民票を確認の上、写しを提出してください。
- Q3 生計維持者が引き続き1年以上都内に住所を有しているというのは、どの時点から1年以上ですか？
- A3 応募時で引き続き1年以上都内に住所を有している場合が対象となります。
- Q4 1年以内に都内で転居したため、現在住んでいる区市町村には1年以上住んでいませんが、他の区市町村合計すると1年以上となります。この場合の住民票はどのように提出すればよいですか？
- A4 前住所の区市町村で「住民票除票（写し）」を入手し、現在の住民票（写し）と併せて提出してください。（前住所は住民票に記載されますが、前住所に住んでいた期間は記載されないためです。）
- Q5 父は単身赴任で都外に住んでおり、学生本人は専業主婦の母と都内に住んでいます。この場合、母を生計維持者とすることは可能ですか？
- A5 生計維持者の収入の有無は問わないため、母を生計維持者とすることができます。この場合は、以下の書類を提出してください。
- ・母の住民票（写し）
 - ・戸籍抄本（住民票上で母と学生本人の親子関係が証明できない場合のみ提出）
- Q6 父母は都外在住で、学生本人が都内在住であり、父母から一切の金銭的支援を受けず、自分で働いて学費・生活費を全て負担しています。この場合の生計維持者は誰ですか？
- A6 原則、父母が生計維持者となりますが、父母と別世帯であり、一切の金銭的支援を受けず、父母の扶養に入っていない場合のみ、学生本人が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。
- ・学生本人の住民票（写し。ただし、世帯全員の情報が記載され、マイナンバー・本籍は記載されていないもの）
 - ・学生本人のマイナポータル上の医療保険の資格情報（学生本人が被保険者となっていることが分かるページ。スクリーンショット可）又は健康保険資格確認書の写し（※）

・生計維持者申告書（募集要項別紙 1）

※保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してから提出してください。

Q7 学生本人が自分で学費や生活費を負担しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A7 原則、父母が生計維持者となりますが、父母と別世帯であり、一切の金銭的支援を受けず、父母の扶養に入っていない場合のみ、学生本人が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・学生本人の住民票（写し。ただし、世帯全員の情報が記載され、マイナンバー・本籍は記載されていないもの）
- ・学生本人のマイナポータル上の医療保険の資格情報（学生本人が被保険者となっていることが分かるページ。スクリーンショット可）又は健康保険資格確認書の写し（※）

・生計維持者申告書（募集要項別紙 1）

※保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してから提出してください。

Q8 学生本人が結婚しており、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A8 学生の配偶者が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・学生の配偶者の住民票（写し）
- ・戸籍抄本（住民票上で学生本人と配偶者の関係が証明できない場合のみ提出）
- ・学生の配偶者の前年度の課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）

Q9 父母は離婚していませんが、都外在住の父とは別に暮らしており、母は病気で入院中のため意思の疎通が図れません。そのため生徒本人は、都内在住の祖父と同居しています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A9 原則、父母が生計維持者となりますが、父からは一切の支援を得られず同一生計とは認められない場合や、母とは意思疎通が図れない場合には生計維持者とはせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方 1 名（祖父）が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・祖父の住民票（写し）
- ・戸籍謄本（住民票上で祖父と学生の親族関係が証明できない場合のみ提出）
- ・父母に関する事実関係が確認できる証明書（父母が死亡の場合は戸籍謄本で確認可能のため提出不要）
- ・生計維持者申告書（祖父と学生本人の直筆の署名有りのもの）

Q10 父母が離婚しており、父が亡くなって母とは別生計のため、現在は姉の扶養に入っています。この場合の生計維持者は誰ですか？

A10 母とは別生計であり、父が亡くなっているため姉が生計維持者となります。この場合は、以下の書類を提出してください。

- ・姉の住民票（写し）
- ・戸籍謄本（住民票上で姉と学生の親族関係が証明できない場合のみ提出）
- ・姉の源泉徴収票または確定申告書控え等の写し（前年度分）又は学生本人のマイナポータル上の医療保険資格情報のスクリーンショット（姉が被保険者であることが分かるページ）又は健康保険資格確認書の写し（姉

が被保険者となっているもの）（←学生が所得税上あるいは社会保険上で姉の扶養親族であることが確認できるもの）（※）

・父母に関する事実関係が確認できる証明書（父母が死亡の場合は戸籍謄本で確認可能のため提出不要）

※保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施してから提出してください。